

-在留期間の延長方法-

STEP1

まずは、必要書類リストを見て書類を集めましょう。書類や証明書の発行は、事務室や指導教員の予定等により、時間がかかることがあります。書類の入手に時間がかかることを踏まえて、すぐに書類の準備にとりかかりましょう。

STEP2

必要書類の準備の中で、リスト 2 番の「所属機関等作成用書類」の発行申請をしましょう。申請の仕方は以下の説明に従ってください。

「所属機関等作成用書類」の入手方法

(注)発行までに1～3週間かかる場合がありますので、ご注意ください。

(1) TWINS の現住所を確認する

「所属機関等作成用書類」は発行後、TWINS に登録されたあなたの住所に郵送します。TWINS の住所が古い場合は、すぐに現住所に修正してください。引っ越し後、市役所に届けていない場合は、すぐに届けてください。在留期間延長手続きの申請をするまでに、市役所で新しい住所を在留カードに記載してもらう必要があります。また、郵便局に届けていない場合は、必ず届けてください。届けることで前の住所宛の郵便物もきちんと受け取ることができます。

(2) 申請書に記入し、指導教員に転送を依頼します

「所属機関等作成用書類」は、「在留期間更新手続き依頼」(添付書類 3)を学生交流課に発行申請をして入手します。黄色の部分自分で記入し、指導教員にメール転送してください。指導教員に青い部分を記入してもらい、学生交流課(visa-shien@un.tsukuba.ac.jp)にメール転送してもらうよう依頼します。これで、学生交流課は、指導教員があなたのビザ更新を確認していることがわかります。ですから、あなたが指導教員の記入欄を記入したり、直接学生交流課にメール転送したり、事務室に紙で提出したりすることがないようにしてください。

STEP 3

書類2(「所属機関等作成用書類」)を郵便で受け取り、すべての必要書類がそろったら、在留期限まで余裕があるうちに(約 1 か月前までが望ましい)、自分で入管に申請しに行ってください。申請書類が受理されたら、入管から通知が来るのを待ちます。通知が来たら、すぐに入管に新しい在留カードを取りに行ってください。

STEP 4

新しい在留カードを受け取ったら、すぐにカードの両面のコピーを学生交流課(1A 棟 101 事務室)に提出してください。

重要！

在留カードの更新手続きが必要です

在留カードの更新は、在留期限が切れる前にしなければいけません。

あなたの日本での在留期限まであと3か月になりました。在留期間を延長するには、現在の在留期限が来る前に自分で出入国在留管理庁(入管)に申請に行き、新しい在留カードをもらわなければなりません。

自分のビザの管理に責任を持ちましょう。

注意！！

- ・更新手続きをせずに在留カードの期限を絶対に超えてはいけません！1日でも遅れてはダメ！
- ・ビザ関連の噂を信じてはダメ！手続きの情報については、入管か学生交流課に確認を！